

サポート
充実!

トヨタ健保の 医療費の還付制度

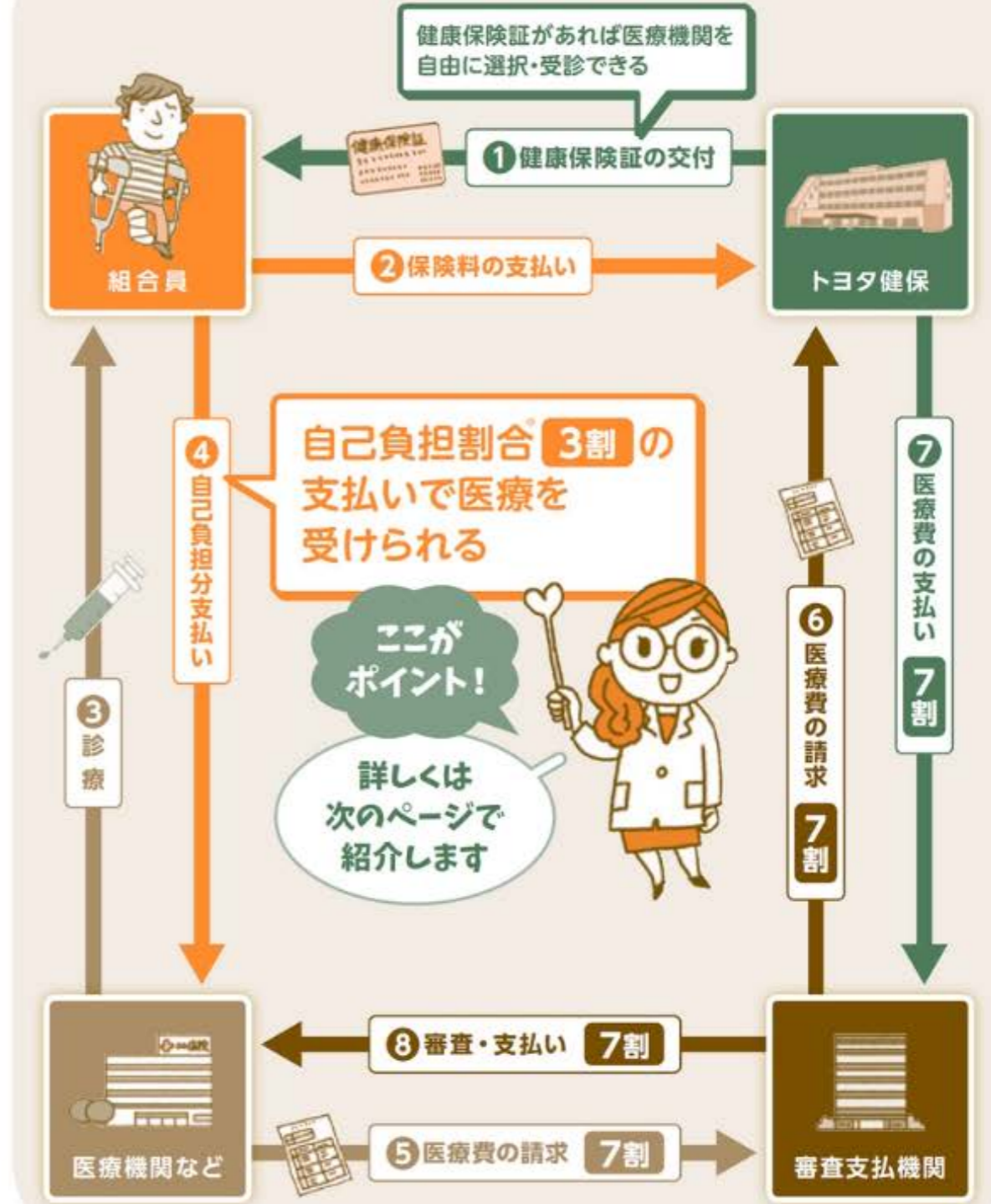


健康おねえさん PoPo

突然の病気やケガの際、予期せぬ医療費は家計の負担になってしまいます。
トヨタ健保には独自の制度があり、医療費の還付制度が充実しています。



医療費支払いの流れ (イメージ)



※自己負担割合は年齢により異なります

入院などで医療費が高額になった場合でも安心な還付制度

組合員みなさんの 最終的な医療費の自己負担額は2万円

トヨタ健保の独自制度

(医療費の自己負担額2万円を超えた金額を「還付金」として手続き不要でお戻しします)

突然の病気やケガの際、体のことも心配ですが、高額になる医療費のことも心配ですよね。そんな時のための、サポート制度を紹介します!

医療費の自己負担割合3割の場合	還付制度	健康保険限度額適用認定制度
	手続き 不要	手続き 必要
総医療費	100万円	
医療機関窓口支払額(A)	30万円	約9万円※1
3ヶ月後 トヨタ健保からの還付額※2(B)	28万円	約7万円
最終的な自己負担額 (A) - (B) 2万円		

医療機関窓口支払額を減らしたい方

※1 医療機関窓口支払額は収入(標準報酬月額)により異なります

標準報酬月額	支払額
83万円以上	約26万円
53万円以上	約18万円
28万円以上	約9万円※1
26万円以下	57,600円
住民税非課税	35,400円

※2 還付の支給要件

還付条件	おひとり、ひと月(1日から末日) 1医療機関(入院・通院・歯科単位)
還付額	保険診療の支払額から2万円を超えた額 (100円未満は切捨て)
手続き	不要 (医療助成制度該当者は手続き必要)
還付時期・方法	原則診療月の3ヶ月後に給与組入れ (任意継続者は口座振込み)

健康保険限度額適用認定には手続きから1週間程度かかります。



還付制度の方で

3ヶ月後の還付時期まで待てない場合は「高額医療費資金貸付制度」もあります。詳しくはトヨタ健保ホームページへ



ここがすごい! トヨタ健保の独自制度

トヨタ健保の独自制度でみなさんの最終的な医療費の自己負担額は**2万円**です。

最終的な医療費の比較



その他のサポート制度

トヨタ健保の独自制度

◆災害時の医療機関窓口負担の減額制度

地震や津波、風水害などで罹災された方の医療機関窓口負担額が罹災月から6ヶ月間減額される制度。

- 対象者** 罹災証明書(市区町村・消防署など)が発行された組合員
- 利用方法** 医療機関窓口にてトヨタ健保から交付される「一部負担金等(減額)証明書」と「健康保険証」を提示
- 手続きに必要な書類**
 - 一部負担金等(減額・免除・徴収猶予)申請書
 - 罹災証明書(原本証明済みであれば写しでも可)
 - 居住地が判断できるもの(運転免許証など)

減額割合と期間	罹災月	罹災月+5ヶ月	罹災月+6ヶ月
	減額制度	約1割負担 900円	→
通常	3割負担 3,000円	→	

※毎月の総医療費が10,000円の場合

参考: 2019年度に6名申請あり

みなさんへのお願い



トヨタ健保では、「病気やケガ」の際に、みなさんの高額になった医療費の自己負担額を軽減する還付制度を維持できるよう効率的・効果的な運営を行ってまいります。みなさんには、トヨタ健保の「健診事業」や「るぶる制度」を活用しながら、日頃の健康管理や健康づくりをお願いします。

お問い合わせ | レセプトグループ ☎ 0565-28-0153 | 社内線 811-6-0561